

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市消防職員立入検査証に関する規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】 3

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 4

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市消防職員立入検査証に関する規則の一部を改正する規則

北九州市消防職員立入検査証の定義に、火薬類取締法の規定に基づく立入検査を行う職員が携帯すべき証票を追加することにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

北九州市消防職員立入検査証に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月14日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第14号

北九州市消防職員立入検査証に関する規則の一部を改正する規則

北九州市消防職員立入検査証に関する規則（昭和38年北九州市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「証票」の次に「、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第4項に規定する証票」を加える。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市公告第193号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年3月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン徳力店  
北九州市小倉南区守恒二丁目8番8号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社森川不動産  
北九州市小倉北区高尾二丁目19番2号  
代表取締役 森川 満
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
    - ア 変更前  
北九州市小倉南区蒲生五丁目5番21号
    - イ 変更後  
北九州市小倉北区高尾二丁目19番2号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
イオン九州株式会社  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
代表取締役 山口聡一  
ほか12者
    - イ 変更後  
イオン九州株式会社  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
代表取締役 柴田祐司  
ほか9者

#### 4 変更の年月日

(1) 平成27年11月5日

(2) 平成29年1月1日

#### 5 変更する理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所変更のため

(2) 小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更並びに小売業を行う者の退店のため

#### 6 届出年月日

平成29年3月7日

#### 7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

#### 8 縦覧期間

平成29年3月14日から同年7月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

#### 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年7月14日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見